

市ホームページに掲載する会議資料の基準について

三木市教育委員会では、更に開かれた教育行政の推進のため、教育委員会定例会等の資料を令和7年度から市ホームページに掲載します。

ただし、三木市情報公開条例（平成11年3月30日）第8条に規定する「非公開情報」に該当する可能性のある資料については、三木市教育委員会会議規則（昭和31年三教委規則第4号）第5条第1項の規定により掲載しませんので、御了承ください。

掲載しない資料の例

- ・非公開で審議した議事に関する資料
- ・顕彰（表彰）や委員委嘱など、氏名等の個人情報の記載のある資料

【三木市教育委員会会議規則（抄）】

第5条 会議は、公開とする。ただし、三木市情報公開条例（平成11年三木市条例第1号）第8条各号に定める非公開情報に該当する内容が含まれる議事は、非公開とすることができる。

2 （略）

【三木市情報公開条例（抄）】

（公文書の公開）

第8条 実施機関は、公文書に次の各号のいずれかに該当する内容が記録されている情報（以下「非公開情報」という。）を除き、公開請求に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、特定の個人が識別されるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧することができる^{とされている}情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、認可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公にすることが公益上必要と認められる情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすと認められる事業活動に関する情報
- イ 人の財産若しくは生活に相当な影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報
- ウ ア及びイに掲げる情報のほか、これらに準ずるものとして公開することが特に必要と認められる情報
- (3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防その他の公共の安全と秩序と維持に支障を生じると認められる情報
- (4) 法令等の規定により、公にすることができないとされている情報及び法令等に基づき、公にしてはならない旨の明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へその他これに類する行為をいう。）がある情報
- (5) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくはその他公共団体に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 個人又は法人等から公にしないことを条件として、任意に市に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等の承諾なく公にすることにより、市と当該個人又は当該法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (8) 合議制の実施機関並びに市の執行機関の附属機関及び専門委員並びにこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項等の情報であって、当該合議制機関等の規則、議事運営規程又は議決により、その全部又は一部について公にしない旨を定めているもの及び公にすることにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められるもの